

～原発避難者の住宅と人権保障を求める共同行動～

「被害者の住まいを奪うな！！」4・25緊急集会

2019. 4. 25

衆議院第二議員会館多目的会議室

プログラム

- 15:30 開会あいさつ 大賀あや子さん
- 15:35 何が起きているか・当事者団体、国会議連からの報告
- 原発事故被害者団体連絡会 村田弘さん
 - 「避難の権利」を求める全国避難者の会 大賀あや子さん
 - 避難の協同センター 瀬戸大作さん
 - 子ども・被災者支援法議連 山崎誠衆議院議員
- 16:10 私たちは追い詰められている・避難当事者の訴え
- 国家公務員宿舎 熊本美彌子さん
 - みなし仮設住宅(借り上げ住宅)家賃補助世帯 南原聖寿さん
 - 帰還困難区域・津島訴訟原告団 三瓶春江さん
- 16:40 手をつなぎ声を上げよう・支援者からのアピール
- さようなら原発1000万人アクション 鎌田慧さん
 - 日韓連帯 さん
 - 居住と“非差別”を守る会 美濃由美さん
- 16:55 閉会あいさつ 武藤類子さん
- 17:30～18:30 復興庁前抗議行動

主催 原発事故被害者団体連絡会

連絡先：080-2805-9004 Email: hidanren@gmail.com

「避難の権利」求める全国避難者の会

連絡先：080-1678-5562 Email: hinannokenri@gmail.com

〈原発事故避難者住宅問題の経緯〉

- 2015年6月 福島県が「避難指示区域外の避難者に対する住宅の無償提供」を2017年3月で打ち切る方針を発表
- 2015年7月、10月、12月 避難指示区域外の避難者に対する住宅の無償提供継続福島県申し入れ行動
- 2016年7月 第1回福島県交渉、以後2019年3月までに15回の交渉を行う。
- 2016年8月 福島県が新たな支援策を公表。2年間（1年目は月3万円、2年目は2万円）。山形県、新潟県知事が福島県知事に対して継続を要請するも回答なし。
- 2016年12月 全国41自治体で採択された提供継続の意見書が福島県や国に提出される。
- 2017年3月 区域外避難者に対する住宅無償提供の打ち切り。
- 2017年4月 今村復興大臣「自己責任」発言事件
- 2017年6月 福島県への「緊急要求」として打ち切り後の実態調査を要求。
- 2017年7月 国宛ての「自主避難者に関する意見書」は、全国の自治体から、国に対して、H27年（2015年）6月からH28年（2016年）12月の間に102通送られていたことが開示請求により判明。
- 2017年9月 福島県内から山形県米沢市の雇用促進住宅に、避難指示区域外から避難した8世帯に対し、住宅を監理する独立法人が立ち退きと家賃の支払いを求める訴訟を起こす。
- 2018年8月 内堀知事は「富岡町、浪江町、飯館村、葛尾村の帰還困難区域からの避難者に対する応急仮設住宅の提供を2020年3月末をもって打ち切る」と宣言。さらに、南相馬市など避難指示解除区域の避難者住宅、区域外避難者に対する民間賃貸住宅の家賃補助、国家公務員住宅も2019年3月限りで打ち切ると発表。
- 2018年9月 抗議声明「避難者の住宅打ち切りは認めない」を福島県に提出。
- 2018年10月 参議院議員会館にて「原発避難者の住宅と人権保障を求める共同行動」共同記者会見
- 2018年11月 「原発避難者をひとりも路頭に迷わせない！」原発避難者の住宅と人権保障を求める共同行動
- 2019年2月28日、3月2日 「原発避難者住宅問題・緊急ホットライン」を開設。
- 2019年3月28日 国家公務員宿舍入居者71世帯に対し、3月末日までの退去と、退去しない場合2倍の家賃を請求する文書の送付。
- 2019年3月31日 区域外避難者に対する県の民間賃貸住宅家賃補助打ち切り、避難指示解除区域の住宅提供打ち切り

仮設住宅・借上げ住宅の供与終了

時期	避難元市町村	世帯数
2017年3月終了	避難指示区域外	
	広野町	
	田村市都路地区	
	川内村20km圏外	
	小計	12,539
2018年3月終了	檜葉町	940
2019年3月終了	南相馬市(帰還困難区域含む)	1,435
	川俣町山木屋地区	78
	川内村20キ口圏内	2
	葛尾村(帰還困難区域除く)	138
	飯館村(帰還困難区域除く)	736
	小計	2,389
2020年3月終了予定	富岡町(帰還困難区域含む)	1,402
	浪江町(帰還困難区域含む)	1,851
	葛尾村(帰還困難区域)	9
	飯館村(帰還困難区域)	36
	小計	3,298
今後判断	大熊町	1,035
	双葉町	626
	小計	1,661

復興大臣 渡辺博道様

原発避難者の国家公務員宿舎退去通告を撤回せよ

福島県は、原発事故避難者に提供してきた国家公務員宿舎入居者 71 世帯に対し、3 月 28 日付生活拠点課長名で、3 月末日での退去と、退去しない場合 2 倍の家賃を請求する旨の文書を送付しました。

この通告によって、病気や経済的困窮で退去できない避難者は絶望的な状況に追い詰められています。国策として続けてきた東京電力福島第一原発事故により、ふるさとを追われ、生活の根拠を破壊された避難者の人権を侵害する非道な暴挙と言わざるを得ません。

私たち被害者団体は、福島県知事が避難指示区域外からの避難者に対する住宅無償提供の打ち切りを表明した 2015 年以降、福島県と政府に対しその不当性を指摘し、政策転換を求めてきました。昨年 12 月 7 日には、子ども・被災者議員連盟の方々と共に、109 団体、888 名の賛同者名を添えた「原発避難者の住宅と人権保障を求める共同アピール」を提出、国が前面に立って避難者の安定した生活確保策を確立するよう要請しました。同時に福島県に対しても避難者の実態を伝え、民間賃貸住宅入居者への家賃補助の継続、国家公務員宿舎から退去できない世帯の方々の入居継続と、「2 倍家賃」請求の撤回などに絞った緊急要請書を提出し、話し合いを続けている最中です。

中でも、国家公務員宿舎の問題は、3 月 14 日の衆院東日本大震災復興特別委員会でも取り上げられ、大臣は 71 世帯が 4 月以降の住居確保ができていない事実を確認したうえ、「追い出し」「2 倍家賃」請求については「あと 2 週間、そうならないように福島県も復興庁も努力している。4 月以降の状況は仮定の話」と明言されました。復興庁と福島県は、2 週間、どんな努力をされたのでしょうか。努力の途中であるはずの 28 日になされた 71 世帯に対する通告は、国権の最高機関である国会での大臣答弁をも反故にする以外の何物でもありません。

これは、原発事故という「人災」によって行き場を失い、苦境のどん底に居る避難者の生活の根拠を容赦なく奪い去る、究極の「棄民政策」と言わざるを得ません。避難者の人権を踏みにじるこのような政策の強行を、政府は自らを含め容認するのですか。

私たちはこのような事態を、断じて認めることはできません。福島県に対しこの通告を即刻撤回するよう指導し、政府の責任で避難者の生活の基本である住宅を速やかに保障するよう、強く要求します。

2019 年 4 月 25 日

原発被害者団体連絡会

連絡先: ☎080-2805-9004 Email: hidannren@gmail.com

「避難の権利」を求める全国避難者の会

連絡先: ☎080-1678-5562 Email: hinannokenri@gmail.com

福島県知事 内堀雅雄様

国家公務員宿舎退去、「2倍家賃」通告を撤回せよ

敢えて申し上げます。知事は福島県政の歴史に「棄民強行」の4文字を刻むのでしょうか。

福島県は、原発事故避難者に提供してきた国家公務員宿舎入居者71世帯に対し、3月28日付生活拠点課長名で、3月末日での退去と、退去しない場合2倍の家賃を請求する旨の文書を送付しました。

これは、県民の命と生活を守るべき県知事の責務を放棄し、苦境にある避難者をさらに追い詰め、道理に基づいた対応を求め続けてきた全ての人々に対する信義を踏みにじるものです。即時撤回と正道に戻った誠実な対応を要求します。

私たち被害者団体は、昨年来「原発避難者の住宅と人権保障を求める共同アピール」、8項目の「緊急要求」を提出、県当局と話し合いを続けてきました。この中で明らかになった実態を踏まえ、2月15日には①民間賃貸住宅入居者への家賃補助の継続②国家公務員宿舎から退去できない世帯の入居継続と「2倍家賃」請求の撤回③避難指示解除・帰還困難区域からの避難者の意向・実態調査と当事者との協議、の3点に絞った要請書を提出。3月22日の15回目の話し合いで知事の決断を要請、回答を求めています。この問題は、協議途中なのです。

国家公務員宿舎については、3月14日の衆院東日本大震災復興特別委員会でも取り上げられ、71世帯の住居確保ができていない事実を確認したうえで、「追い出し」、「2倍家賃請求」について渡辺復興大臣は、「あと2週間、そうならないように福島県も復興庁も努力している。4月以降の状況は仮定の話」と明言していました。

政府と福島県は、2週間、どんな努力をしたのですか。努力途中であるはずの28日、病や貧困ゆえに退去できないと訴えている71世帯に対して、3日後の退去と懲罰的な「2倍家賃」を請求するという、国権の最高機関である国会での大臣答弁をも反故にする今回の通告が許されるのですか。「個別事情を伺いながら、速やかに住まいが確保できるように支援を行ってまいります」という昨年12月17日の記者会見での知事答弁は何だったのですか。私たちは憤りを抑えることができません。

原発事故という人災によって行き場を失っている県民から、生活の根拠である住宅を容赦なく奪い去る通告。究極の「棄民政策」の強行を、私たちは断じて認めることはできません。即時撤回と、正道に戻った真摯な対応を要求します。

2019年4月4日

原発事故被害者団体連絡会

連絡先: ☎080-2805-9004 Email: hidannren@gmail.com

「避難の権利」を求める全国避難者の会

連絡先: ☎080-1678-5562 Email: hinannokenri@gmail.com